

(別 紙)

令和4年度県政テレビ広報番組及びSNS広報制作・放送に関する仕様書 (案)

1. テレビ広報番組及びSNS広報の制作・放送について

(1) 目的

県の主要施策や主要事業等について視聴者に対する訴求力が高いテレビ広報番組及びSNS広報を制作・放送するとともに、県ウェブサイト(HP)等で発信することで、県民等の県政への理解と協力を促進することを目的とする。

(2) テレビ広報番組スタイルは下記のとおりとする。

- ① 構成：メインコーナー、インフォメーションコーナー
プレゼントのお知らせ、沖縄復帰50周年コーナー
- ③ 出演者：MCやレポーター1名以上
- ④ その他：毎回手話を挿入すること(全てのコーナー)

(3) テレビ広報番組制作・放送本数(予定) 43本

(4) 各放送局との電波契約を下記のとおり締結すること。

上記(3)に規定する43本について、放送局は2局以上で土曜日又は日曜日に放送し、放送枠特B(OTV、QAB)・S(RBC)枠以上で放送すること。

ただし、午後9時以降の時間帯を除く。

なお、(3)については、令和4年5月7日から毎週放送とする。(ただし、令和4年5月第4週、第5週及び令和4年12月第4週、第5週は除く)

*やむを得ず放送日又は、時間を変更する場合は事前に協議すること。

(5) 上記(3)に規定するテレビ広報番組について、広報課公式ツイッター用の予告動画(1分以内)を制作し、放送がある週の木曜日までに納品すること。

(6) 番組視聴率を翌々月10日までに報告すること

(7) 制作対応

- ① デジタルハイビジョン方式で制作すること。
- ② ディレクター1名以上を専任させ、番組打合せ等に対応させること。
- ③ カメラマン、音声担当、編集担当を各々1名以上配置すること。
- ④ 下記の制作スケジュールを目処に対応すること
 - ア. 番組打合せ(約2時間)・・・・・・・・・・・・・・・・・・放送7～8週間前
 - イ. 番組シナリオ(ナレーションを含む)の作成と校正(3日間)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・放送39日前
 - *番組シナリオについては、初稿ができた段階で手話通訳士へ提供すること。
 - ウ. 取材ロケ(1～2日間)・・・・・・・・・・・・・・・・・・放送23日～25日前
 - エ. 編集(1日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・放送12日前
 - オ. 試写(約1時間)・・・・・・・・・・・・・・・・・・放送8日前
 - カ. 直し、手話挿入・・・・・・・・・・・・・・・・・・放送5日～8日前
 - キ. 最終チェック・・・・・・・・・・・・・・・・・・放送4日前
 - ク. DVD納品

各週放送分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・放送3日前
1か月分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・月末までに納品
* スケジュール等を変更する場合は事前に調整すること。

- (8) プレゼントのお知らせについて
プレゼントの用意及びプレゼントの発送については、県が行う。
- (9) SNS広報について
広報内容及び各種SNSに応じた動画または画像を制作し、放送すること。
- (10) SNS広報制作・放送本数（予定） 10本
- (11) SNSの選定について
広報内容毎にターゲットを指定するので、そのターゲットに合わせて広報を行うSNSを選定すること。
- (12) SNS広報の効果測定について
インプレッション数、リーチ数、クリック数などを計測した上で、効果測定レポートを毎月提出すること。
- (13) SNS広報の成果物提出について
放送前に、放送と同じ内容をDVDに録画し、提出すること。
- (14) 県ウェブサイト（HP）等での発信について
県ホームページ、YouTube沖縄県公式チャンネル及びTwitter沖縄県庁広報課アカウントでの発信については、県が行う。
- (15) 再委託等の制限
受託者は、本業務の管理業務を第三者に再委託し、または請け負わせてはならない。
受託者は、管理業務を除く業務の一部を委託することが出来るが、その場合は再委託先ごとの業務の内容、制作の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、了解を得なければならない。